選挙運動用自動車の一般乗用旅客自動車運送契約書

秦野市議会議員選挙候補（予定）者　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、

選挙運動用自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 内　　容 | 公職選挙法第１４１条に規定する選挙運動用自動車の一般乗用旅客自動車運送契約 |
| ２ | 台　　数 | １台 |
| ３ | 契約期間 | 年　　　月　　　日から　　　　年　　　月　　　日まで |
| ４ | 契約金額 | 一金　　　　　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税を含む） |
|  |  | （内訳　１日当たり単価（税込）　　　　　　　円×　　　　　日間） |
| ５ | 請求及び支払 | |

この契約は、「秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例（平成５年秦野市条例第１８号）」の適用を受けるものである。

同条例の規定により秦野市の負担する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

乙は、秦野市議会議員選挙の効力確定後、速やかに秦野市に支払の請求をするものとする。

なお、甲の供託物が没収された場合は、乙は、秦野市に対して支払の請求をすることができない。

上記について、甲と乙は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

年　　　月　　　日

甲　秦野市議会議員選挙候補（予定）者

住　所

氏　名

乙　住　所

名　称

氏　名

選挙運動用自動車賃貸借契約書

秦野市議会議員選挙候補（予定）者　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、

選挙運動用自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 内　　容 | 公職選挙法第１４１条に規定する選挙運動用自動車の賃貸借 |
| ２ | 台　　数 | １台 |
| ３ | 自動車の車種及び登録番号 | |
| ４ | 契約期間 | 年　　　月　　　日から　　　　年　　　月　　　日まで |
| ５ | 契約金額 | 一金　　　　　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税を含む） |
|  |  | （内訳　１日当たり単価（税込）　　　　　　　円×　　　　　日間） |
| ６ | 請求及び支払 | |

この契約は、「秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例（平成５年秦野市条例第１８号）」の適用を受けるものである。

同条例の規定により秦野市の負担する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

乙は、秦野市議会議員選挙の効力確定後、速やかに秦野市に支払の請求をするものとする。

なお、甲の供託物が没収された場合は、乙は、秦野市に対して支払の請求をすることができない。

上記について、甲と乙は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

年　　　月　　　日

甲　秦野市議会議員選挙候補（予定）者

住　所

氏　名

乙　住　所

名　称

氏　名

選挙運動用自動車燃料供給契約書

秦野市議会議員選挙候補（予定）者　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、

選挙運動用自動車に対する燃料の供給について、次のとおり単価契約を締結する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 内　　容 | 公職選挙法第１４１条に規定する選挙運動用自動車に対する燃料の供給 |
| ２ | 契約期間 | 年　　　月　　　日から　　　　年　　　月　　　日まで |
| ３ | 供給の対象とする自動車の自動車登録番号 | |
| ４ | 契約金額 | １リットル当たり　　　　　円（消費税及び地方消費税を含む） |
|  |  | （契約期間中の供給予定量　　　　　　　リットル） |
| ５ | 請求及び支払 | |

この契約は、「秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例（平成５年秦野市条例第１８号）」の適用を受けるものである。

同条例の規定により秦野市の負担する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

乙は、秦野市議会議員選挙の効力確定後、速やかに秦野市に支払の請求をするものとする。

なお、甲の供託物が没収された場合は、乙は、秦野市に対して支払の請求をすることができない。

上記について、甲と乙は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

年　　　月　　　日

甲　秦野市議会議員選挙候補（予定）者

住　所

氏　名

乙　住　所

名　称

氏　名

選挙運動用自動車運転手雇用契約書

秦野市議会議員選挙候補（予定）者　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、

選挙運動用自動車の運転業務について次のとおり契約を締結する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 内　　容 | 公職選挙法第１４１条に規定する選挙運動用自動車の運転業務 |
| ２ | 契約期間 | 年　　　月　　　日から　　　　年　　　月　　　日まで |
| ３ | 契約金額 | 円（消費税及び地方消費税を含む） |
|  |  | （内訳　１日当たり　　　　　円×　　　　　日間） |
| ４ | 請求及び支払 | |

この契約は、「秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例（平成５年秦野市条例第１８号）」の適用を受けるものである。

同条例の規定により秦野市の負担する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

乙は、秦野市議会議員選挙の効力確定後、速やかに秦野市に支払の請求をするものとする。

なお、甲の供託物が没収された場合は、乙は、秦野市に対して支払の請求をすることができない。

上記について、甲と乙は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

年　　　月　　　日

甲　秦野市議会議員選挙候補（予定）者

住　所

氏　名

乙　住　所

名　称

氏　名

選挙運動用ビラ作成契約書

秦野市議会議員選挙候補（予定）者　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は

選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 内　　容 | 公職選挙法第１４２条第１項第６号に規定する選挙運動用ビラの作成 |
| ２ | 数　　量 | 枚 |
| ３ | 契約金額 | 円（消費税及び地方消費税を含む） |
|  |  | （内訳　１枚当たり　　　　　円　　　　銭×　　　　　　枚） |
| ４ | 納入期限 | 年　　　月　　　日 |
| ５ | 請求及び支払 | |

この契約は、「秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例（平成５年秦野市条例第１８号）」の適用を受けるものである。

同条例の規定により秦野市の負担する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

乙は、秦野市議会議員選挙の効力確定後、速やかに秦野市に支払の請求をするものとする。

なお、甲の供託物が没収された場合は、乙は、秦野市に対して支払の請求をすることができない。

上記について、甲と乙は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

年　　　月　　　日

甲　秦野市議会議員選挙候補（予定）者

住　所

氏　名

乙　住　所

名　称

氏　名

選挙運動用ポスター作成契約書

秦野市議会議員選挙候補（予定）者　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、

選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 内　　容 | 公職選挙法第１４３条第１項第５号に規定する選挙運動用ポスターの作成 |
| ２ | 数　　量 | 枚 |
| ３ | 契約金額 | 円（消費税及び地方消費税を含む） |
|  |  | （内訳　１枚当たり　　　　　円　　　　銭×　　　　　枚） |
| ４ | 納入期限 | 年　　　月　　　日 |
| ５ | 請求及び支払 | |

この契約は、「秦野市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例（平成５年秦野市条例第１８号）」の適用を受けるものである。

同条例の規定により秦野市の負担する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

乙は、秦野市議会議員選挙の効力確定後、速やかに秦野市に支払の請求をするものとする。

なお、甲の供託物が没収された場合は、乙は、秦野市に対して支払の請求をすることができない。

上記について、甲と乙は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

年　　　月　　　日

甲　秦野市議会議員選挙候補（予定）者

住　所

氏　名

乙　住　所

名　称

氏　名